



議案第五十八号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九條第一項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同條第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

昭和五十三年四月二十六日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾三年四月廿六日 原案可決

三朝町議會議長 牧田 禎

専決第一号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、余戸地区  
ほ場整備工事請負契約の締結についての議決（昭和五十二年六月二十日議決）の一部変更  
について、次のとおり専決処分をする。

昭和五十三年三月十八日

三朝町長 松村喬成

余戸地区ほ場整備工事請負契約の締結についての一部変更  
について

昭和五十二年六月二十日三朝町議会において議決を得た議案第七十四号余戸地区ほ場整備  
工事請負契約の締結についての一部を次のとおり改めるものとする。

「金五九四〇〇〇〇円」を「金六〇二五五〇〇〇円」に改める。